

三木市記者発表資料 (令和3年2月9日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
総務部 税務課	課長 岡本俊宏 (内線 2320)	市民税係	0794-82-2000 (内線 2318)

タイトル
令和3年度住民税申告書の提出期限を延長
内容
<p>今般、国税庁は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税等の申告期限・納付期限について、令和3年4月15日(木)まで延長することとしました。</p> <p>それに伴い、当市においても住民税(市・県民税)、国民健康保険税の申告期限を延長します。</p> <p>1 延長後の提出期限 2月16日 ～ 3月15日</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;">4月15日(1か月間延長)</p>
セールスポイント
<p>住民税申告の申告期間を延長することで、申告会場の混雑を回避し、より安心してご相談いただける環境をつくります。</p> <p>また、郵送でも申告できるように、1月末に発送した住民税申告書に返信用封筒を同封しています。(郵送費用は市が負担)</p>